

東京都行政書士会北支部広報

あ

す

か

第32号

2016年 6月 1日発行

発行人 溝口庸一

編集人 山本恵美子

北区赤羽西1-5-1-606

電話 03-5963-7437

FAX 03-5963-7430

## 平成27年度法教育実施報告

東京都行政書士会北支部では、社会貢献活動の一環として、平成21年より、北区内の小中学校を対象に法教育出前授業を実施しております。昨年度は5校で計7回授業を実施しました。

北支部の法教育の特色は、学校の環境、学年・クラスの課題、児童・生徒の日常・発達段階を踏まえた内容になるように、担当教諭との打ち合わせを通じて指導案を作成することにあります。

また授業では、行政書士がグループワークに参加して児童・生徒と積極的に関わり、児童・生徒の議論をサポートする点が挙げられます。

7年間継続することができたのは、このような特色を持つ北支部の法教育が地域の中で受け入れられたことが最大の要因であろうと思いますが、縁の下の力持ちとして法教育出前授業の実施を支えた歴代の北支部法教育推進委員の努力があってはじめて達

成できたことだと強く感じます。今期も北支部では歴代の法教育推進委員が培った地域に根差した法教育出前授業を継続・実施してまいります。

(法教育推進委員会委員長：山本恵美子)



### 平成27年度法教育実施概要

※次ページで授業内容の詳細な事例を紹介しております

実施日	学校・学年	講師	授業内容
平成28年 2月6日(土)	なでしこ小学校 6年生3クラス	吉村信一(北支部員)	児童に身近な赤羽公園のきまりを題材に、きまりには目的があるという、法解釈を児童に伝える授業を実施。
平成28年 2月6日(土)	田端小学校 6年生2クラス	大塚大(世田谷支部員)	行政書士の職業紹介(キャリア教育)と知的財産権・著作権について学ぶ授業を実施。
平成28年 2月9日(火)	西浮間小学校 4年生3クラス	吉村信一(北支部員)	児童に身近な浮間公園のきまりを題材に、きまりには目的があるという、法解釈を児童に伝える授業を実施。
平成28年 2月15日(月)	西浮間小学校 6年生3クラス	竹田紘己(北支部員)	小学生にとって身近な「きまり」を題材に、「きまり」の意味を理解して行動する大切さを学ぶ授業を実施。
平成28年 2月19日(金)	桐ヶ丘郷小学校 6年生3クラス	竹田紘己、山賀良彦 (北支部員)	
平成28年 3月8日(火)	神谷中学校 3年生2クラス	山下尚(北支部員)	消費者問題をテーマに、事例についてグループ討論を通じて考える授業を実施。
平成28年 3月9日(水)	桐ヶ丘郷小学校 4年生3クラス	窪田信男(大田支部)	自転車のルールを学ぶことを通じて、ルールには目的があることを児童に伝える授業を実施。



## 身近な公園のきまりから法解釈を学ぶ～西浮間小4年～

平成28年2月9日（火）、北区立西浮間小学校において、4年生3クラスを対象とした法教育の授業を行いました。

西浮間小学校のそばには地域のシンボルであり、人だけでなくたくさんの動植物も集う場所である浮間公園があることから、身近な公園のきまりを題材に法解釈（きまりやルールの意味・目的を理解すること）を学ぶ授業を実施しました。

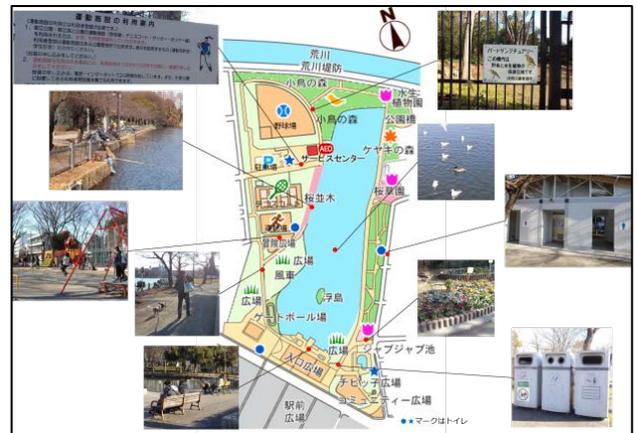
授業ではまず、児童に対して「みんなは公園でどんなことをして過ごしますか？」「公園にはどんな人がいますか？」という問いかけをし、公園が、「老若男女の憩いの場（誰もが、気持ちよく楽しく過ごすための場所）」であることを気づかせます。

続いてグループワークを行ない、「浮間公園が、誰もが、気持ちよく楽しく過ごすための場所になるために、どんなきまりやルールがあればよいか？」を考えて、発表をしてもらいました。グループワークの際には、浮間公園の地図や写真を参考にし、また、グループリーダーとして各班に入った行政書士が司会進行をしながら活発に議論を進めました。

授業のまとめでは、都市公園法や北区公園条例、児童福祉法など、公園に関する法律が存在し、その法律に基づいて浮間公園のさまざまなきまりが定められていること、児童が考えた公園のきまりと大人が考えた公園のきまりがよく似ていることについて解説を行ない、「浮間公園を快適な場所にしよう」という目的からルールを考えたので、小学4年生でも大人と同じように考えることができた。これからは身近なきまりやルールの作られた目的を考えながら

生活してみよう。」ということを伝えました。

児童からは、「行政書士がどんな仕事をしているのか分かったし、公園を楽しく使うための法律があることも知れました。だから、これからはいろんなところのルール・きまりを考えてみたい。」「自分たちが楽しく気持ちよく過ごすために、大人の人たちはいろんなことを考えてくれたのが分かりました。自分たちが考えたきまりと大人の人たちが考えた法律は似ているということが分かりました。これからも法律を守って、楽しく気持ちよく公園に行けるようにしたいです。」などさまざまな感想が寄せられました。この授業を通じて、児童たちの心に他者を思いやる気持ちや規範意識を醸成することができれば幸いです。（担当講師：吉村信一）



授業で使った浮間公園の地図

## キャリア教育と著作権について～田端小6年～

平成28年2月6日（土）、北区立田端小学校6年生の2クラスにおいて、法教育出前授業を行いました。

田端小学校は、田端文士村の中に位置することから、「著作権」を題材として出前授業を行っております。

田端文士村は、明治時代末期から昭和初期頃までの間、田端近辺に多くの文士や芸術家達が居住していたことから名付けられた田端地域の呼称です。

講師は著作権・知的財産権関連業務のエキスパートである世田谷支部の大塚大会員が、平成25年2月の初回から務めており、今回で4回目となりました。

また、グループリーダーとして当初より参加している前田浩利相談役は、同校のOBであり、卒業アルバムを提示しての昔語りは児童の興味を引いていました。

今回は授業前半に、「行政書士ってどんな仕事？」と題するパンフレットを利用して、行政書士という職業の紹介を行い、その後、田端近辺に事務所を構える6名の北支部会員が、グループリーダーとして児童の中に入って質問に答えるという職業紹介授

業を試みました。

授業後半は、クイズ形式を取り入れて知的財産全体の説明を行った後、著作権について知っておくべきポイントを紹介しました。「猿が自撮りした写真の著作権は誰にあるのか？」等、タイムリーな話題を取り上げました。（次ページに続く）



前田浩利 相談役



世田谷支部 大塚大 会員



児童からは、  
 「すごく楽しく、おもしろく法律について覚えられました。また聞ける機会があればぜひとも聞きたいと思いました。」

「法律と向き合うことはとても大切だと分かりました。法律は身近にあり、ぼくらが向き合うこともあると思いました。」

「行政書士という職業なんて聞いたことなかったのですが、それぞれの班についてくれた人の説明が分かりやすかったので、どういう職業なのか分かって良かったです。」

「今回、行政書士の仕事内容を教えてもらい、難しそうな仕事だなと思いました。でも、市民の方々の相談にのったりして町の支えになっている行政書士の仕事は素敵だなと思いました。」

といった感想が寄せられ、大きな手応えを感じる授業となりました。(副支部長：雨谷幹彦)



イラスト入りの資料を使用して、行政書士の職業紹介を行いました。

## 身近な交通ルールからきまりの大切さを学ぶ～桐ヶ丘郷小4年～

平成28年3月9日(水)、北区立桐ヶ丘郷小学校において、4年生3クラスを対象に法教育出前授業を行いました。

昨年、一昨年に続いて、行政書士ADRセンター東京で自転車事故の調停委員を担当されている大田支部の窪田信男会員を講師に迎えて、児童に身近な自転車のルールを題材にした授業を行いました。

授業では、普段、児童が利用する学校の周りの道路などに触れながら、自転車のルールを含めた交通ルールの意味を考え、守ることの大切さを確認し、そこから、身の周りのルールも自分で考え理解して

行動できる気持ちを育てることを意図しました。

また、今回の授業では、愛知県、茨城県、大阪府の各行政書士会からの見学がありました。このことは、北支部の実践している地域に根ざした法教育の意義が全国的にも認められていることの表れだといえます。

今後も地域に根ざし、児童・生徒に身近で学校の環境を踏まえた内容の法教育を実践していきたいと考えています。

(法教育推進委員会担当副支部長：山賀良彦)

## 消費者問題について考える～神谷中3年～

平成28年3月8日(火)、北区立神谷中学校において、3年生2クラスを対象とした法教育の授業を行いました。昨年に引き続き、高校受験が終わり卒業式までの間に開催されました。

法教育の授業の内容については、担当の教員と協議のつえ、消費者問題に決定しました。消費者問題については、生徒が中学校を卒業すると、多くの人と接する機会が増えるため、身の回りで発生したトラブルを回避できるようにという思いで教案を作成しました。

具体的な内容としては、民法(未成年者に関する規定)、消費者契約法、特定商取引に関する法律(クーリングオフ等)について解説しました。

実際に起こりうる事例を紹介しながら、例えば、キャッチセールスやアポイントメントセールスなど若者が被害者となりやすいトラブルについて説明して、クーリングオフの活用方法をお話ししました。

授業の後半はグループワークを行い、ある消費者問題の事例からどんな解決方法があるかを考えても

らい、各班で発表する機会も設け、発表では、緊張してしまう班や的確に回答する班もあり、生徒同士で考え、学びあえる時間となりました。

この法教育の授業を通じて、生徒自身で考えることを培い、今後の生徒たちの何かの役に立てればよいのかなと考えています。(担当講師：山下尚)



# 平成28年度各部・各委員会のご紹介

支部長



溝口 庸一

私たち行政書士は、国家資格者の中で地域住民に最も身近な存在です。しかし、行政書士の存在が区民の皆様知られているかと自問してみると答えは“否”です。

事実、小中学生における法教育授業において行政書士の業務について質問しても、知っていると答える児童・生徒は皆無に等しい状況です。

北区は4人に1人が65歳以上の高齢者で、そのうちの24%がひとり暮らしです。病気になったら、認知症になったら、そしてもし亡くなったらと多くの不安を抱えて暮らしておられます。

区民の皆様の身近に存在する士業者として、困りごとがあったら「そうだ行政書士に相談しよう」と思い浮かべていただける存在になりたいと考え、平成28年度新体制を発足しました。

副支部長



木村 光義

### ■ 総務部

部長 鈴木雄司  
次長 廣野順子  
部員 石原丈路 鯨井悟  
立川悦史

### ■ 法教育推進委員会

委員長 山本恵美子  
副委員長 吉村信一  
委員 國本博司 竹田紘己  
井上圭子 鯨井悟  
吉岡慶太 高坂友也  
寺島朋弥

副支部長



山賀 良彦

### ■ 広報部

部長 山本恵美子  
次長 吉村信一  
部員 國本博司 竹田紘己  
吉岡慶太 高坂友也  
寺島朋弥

### ■ 学校問題解決サポート委員会

委員長 北村彰朗  
副委員長 山本恵美子  
委員 竹田紘己 國本博司  
井上圭子

副支部長



雨谷 幹彦

### ■ 研修部

部長 宮崎充夫  
次長 關口勝生 山下尚  
部員 高木容子 中村博人  
柳沢裕治

### ■ 地域支援委員会

委員長 山賀良彦  
副委員長 小島晴美  
委員 石原丈路 柳沢裕治  
吉岡慶太

副支部長



小山 弘子

### ■ 経理部

部長 小島晴美  
次長 田中周一  
部員 濱本亮 國枝優

※高齢者支援委員会と法教育推進委員会(地域出前授業)を統合

### ■ 暴力団等排除対策委員会

委員長 徳山義行  
副委員長 小山弘子  
(赤羽警察署管内担当)  
副委員長 山賀良彦  
(王子警察署管内担当)  
副委員長 雨谷幹彦  
(滝野川警察署管内担当)

副支部長



徳山 義行

### ■ 相談センター

委員長 徳山義行  
副委員長 小山弘子  
委員 鈴木雄司

### ■ 監事

浦部隆義 井ノ瀬直保 須藤金一郎

### ■ 相談役

島岡清美 池畑福榮 前田浩利 村田みつ 常住豊

### ■ 東京都行政書士会本部役員

常住豊(会長) 浦部隆義(理事、国際部部長、申請取次適正化委員会委員) 雨谷幹彦(理事、市民法務部部長、暴力団等排除対策委員会委員) 山本恵美子(理事、行政書士ADRセンター東京次長、苦情解決支援委員会委員) 木村光義(総務部部員) 竹田紘己(国際部部員) 山下尚(市民法務部部員) 北村彰朗(綱紀委員会委員) 溝口庸一(行政書士制度研究特別委員会委員) 小島晴美(空家対策特別委員会委員) 山賀良彦(法教育推進特別委員会委員長)



## 平成28年支部定時総会 開催報告

平成28年4月19日(金)午後6時30分より、北とびあ901会議室において東京都行政書士会北支部定時総会を開催しました。

まず、支部細則に則り立候補により國本博司会員が議長に選ばれ、議長より会員総数129名のうち84名(委任状提出者50名含む)の出席があり、本定時総会は適法に成立したので開会する旨の宣言がなされました。

直ちに議事に入り、議事録署名人2名(北村彰朗、中村博人両会員)の選任に続き、平成27年度事業報告、平成27年度収支報告、平成27年度監査報告、平成28年度事業計画(案)、平成28年度予算(案)について審議ののち可決承認されました。

東京会総会代議員選出については島岡清美、須藤

金一郎、浦部隆義、常住豊、溝口庸一、徳山義行、雨谷幹彦、山賀良彦、山本恵美子、小島晴美、北村彰朗、山下尚、竹田紘己の13名が代議員として選任されました。



## セクシャルマイノリティの問題を考える研修会を開催しました

平成28年3月8日(火)午後6時30分より、北とびあ7階第1研修室において「行政書士業務における権利擁護」～同性パートナーシップを入口として、セクシャルマイノリティや家族の問題を考える!～と題して、研修会を開催しました。

北支部員20名、他支部(他単位会含む)13名が参加し、花見たかし北区議会議員が聴講されました。



講師の山下敏雅弁護士

研修講師の山下敏雅弁護士は、LGBT(ゲイ・レズビアン(同性愛)、バイセクシュアル(両性愛)、トランスジェンダー・トランスセクシュアル(性同一性障害))等、性的少数者・セクシュアルマイノリティ支援、子どもの事件、過労死・過労自殺・労災事件などに精力的に取り組んでいる弁護士で、弁護士法人東京パブリック法律事務所(公設事務所)での勤務を経て現在四谷で弁護士事務所を開設されています。

研修は、山下弁護士がなぜセクシャルマイノリティに関わるようになったのかというお話から始まり同性愛の方の遺言書作成、少年事件、性同一性障害の方の親子関係(第三者精子提供)に関する事件など、実際の事件を題材にご自分自身がその事件にどう関わったか、なぜそのような事件が起こったのかなどお話しいただきました。

セクシャルマイノリティと言われる方々が受けている「法的な差別」と二次被害ともいえるべき社会の中での扱われ方、マジョリティであれば受けられるだろう最低限の扱い(例えば勤務先で入るトイレを強制されないなど)さえ受けられないことがあるという現実。「差別」と一言で片づけるのは簡単ですが、他者と違うということ(少数派であるということ)が家族を持ちささやかな幸せを夢見ることすら多大な障害があり、手に入れるために様々な場面で戦っているという現実を垣間見ました。また、その現実と真正面から取り組まれている山下弁護士活動の一端にも触れることができました。



山下講師の業務経験談を交えた貴重な講義となり、参加者は真剣な表情で聞き入っていました。

「セクシャルマイノリティは多様性のひとつである」というのは山下弁護士の研修の中での一言です。法律の狭間で埋もれている人々に手を差し伸べられる位置に行政書士は立っている、ということに気が付くことができた研修でした。

いわゆる業務研修とは趣を異にする研修の開催だったにも関わらず、たくさんの方々に参加していただいたことに感謝するとともに、北支部としては今後とも先進的な取り組みをしている専門家を積極的にお招きして、支部員の知見の向上に寄与する研修を実施していきたいと考えています。



## 成年後見制度について解説するセミナーを開催しました

平成28年3月22日(火)午後1時30分より、桐ヶ丘やまぶき荘のデイサービス家族会にて、施設をご利用されるご家族を対象に、北支部の山下尚会員が講師を務め、成年後見制度について解説するセミナーを開催いたしました。

参加されているご家族が多かったため、2組に分かれ、2回にわたり、東京家庭裁判所の作成した資料をもとに解説いたしました。参加者の皆様が真剣に話を聞かれていたことがとても印象的でした。

今後、高齢化率がより高くなり、私たち行政書士が成年後見人として活躍していくためにも、地域との連携は必要なことです。積極的に成年後見についての知識を習得し、経験を積むようにして、地域か

ら「そうだ、行政書士に相談しよう」という存在になれるよう地道な活動に努めてまいりたいと思います。



## 地域の勉強会に行政書士を無料で派遣します!!



町内会や自治会、サークルなどで、法律の専門家を呼んでセミナーや勉強会を開催したいけど、予算があまりない…

そんなときは東京都行政書士会北支部にご相談ください!!

★ 3,4人の少人数でもOK! ★ 複数の講師によるグループ指導も可能!

身近な街の法律家・行政書士を無料で派遣いたします。

相続、遺言、成年後見などの題材の他、ご希望に合わせてオーダーメイドで講義内容を作成いたします。お問合せは03-5963-7437にお電話ください。

※ お打合せ、資料の準備等が必要となりますので、セミナー・勉強会開催の2ヵ月前までにご予約ください。

## 「対話促進型調停を知ろう!」研修会開催報告

平成28年3月30日(水)午後6時15分から北とびあ901会議室において、北支部主催の文京・台東・北支部三支部合同研修会が開催されました。研修会の参加者は、北支部14名、他支部4名、計18名でした。

今回の研修会は、行政書士ADRセンター東京が採用している「対話促進型調停」の内容を知ることが目的に、第1部で「調停技法」の講義、第2部で「自転車事故をテーマにした公開模擬調停」が行われました。

第1部の「調停技法」では「対話促進型調停」について、光永謙太郎センター長から説明をしていただきました。「対話促進型調停」は、調停人が、法律を駆使するのではなく、「傾聴」「言い換え」といったコミュニケーションスキルを活用することによって、紛争当事者がお互いの事情や感情を知ることによって「対立当事者」から「課題解決の協力者」へと認識を改めていくという方法です。

ワークショップでは、「言い換え」の技法を実践しました。「言い換え」の仕方としては、ユーメッセージをアイメッセージに言い換えるという方法と、否定的な言い方を肯定的な言い方に言い換えるという方法があり、2人1組になって、1人が提示された文章を読み、もう1人が、それを言い換えるという内容で行いました。実際に行ってみると、思っている以上に難しく、言葉に詰まることもありました。

第2部では、行政書士ADRセンター東京の調停人候

補者の方々に模擬調停を行っていただき、実際の調停風景を拝見しました。普段は、あまり見ることがない調停風景ですが、実際に拝見することによって、調停の進行方法、対話促進のための、第1部で教わった「言い換え」が調停の現場でどのように使われているのかが見ることができました。

実際に調停技法のコミュニケーションスキルを体験すること、模擬調停を見ることによって行政書士ADRセンター東京の活動を知ることができる、充実した研修会でした。



模擬調停の様子。調停員(赤い服の女性)が、紛争当事者から話を聞き取りながら、合意形成を促していく過程を学びました。





# 北区をゆく 第3回 ～篠原演芸場～



篠原演芸場は、十条駅と東十条駅を結ぶ十条中央商店街にある、昭和26年開館の大衆演劇専門劇場です。高度経済成長期には、テレビの普及により厳しい経営状況に立たされましたが、「大衆演劇の灯を守りたい」という創業者・篠原浅五郎さんの熱意により劇場は守られてきました。

商店街の通称は、平成10年の劇場建替え時から「演芸場通り」に。下町十条のシンボルとして地域住民にも愛され、支えられながら今日に至ります。

公演を行なう劇団は月毎に替わり、1回3時間半の公演では、笑いあり涙ありのお芝居や、華やかな衣装の舞踊ショーなどがたっぷり楽しめます。

大衆演劇はステージと客席が近く、また、公演終了後に役者が観客を見送る「送り出し」というファンサービスがあり、役者と観客の一体感を楽しめることが大きな魅力です。大衆演劇に魅せられて劇場に足繁く通う女性ファンが多く、約200席の客席は連日満員になります。

取材日に公演していた劇団美山の里美たかし座長は、「このお客様はお芝居をよく見てくださる。良い芝居にも悪い芝居にも反応が早いので、やっけていて励みになる。下町の人情に溢れた素晴らしい劇場だと思う。」と話していました。

住所：北区中十条2-17-6 (JR埼京線十条駅またはJR京浜東北線東十条駅南口より徒歩5分) チケットの予約・お問合せは、☎03-3908-1874まで

~~~~~

## ようこそ北支部へ!!

平成28年1月から5月までに北支部に入会された新入・転入会員の皆さんをご紹介します。

| 氏名    | 入会年月日    | 事務所名称       | 事務所所在地    | 電話番号         |
|-------|----------|-------------|-----------|--------------|
| 立川 悦史 | H28.4.15 | たちかわ行政書士事務所 | 赤羽西4-24-2 | 03-3900-3987 |
| 山田 義仁 | H28.5.1  | 山田義仁行政書士事務所 | 田端3-7-3   | 03-3823-5539 |



### 立川 悦史

前職では自動車の登録関係の書類作成しておりました。「地域の町医者」として法務の総合窓口となれる行政書士を目指します。

~~~~~

## 新米パパ奮闘記



「お父さん。男の子ですよ。」そんな助産師さんの声を聞いたのは、今から9ヶ月前の朝7時のことだった。

雨の降る深夜3時に、妻が陣痛にいよいよ耐えられなくなり、深夜で医師に電話をかけるのも一瞬ためらったが、私は、もう限界で

あろうと判断した。私は、医師に電話をし、深夜にタクシーを呼び、妻と一緒に病院に流れ込んだ。そして長いようで短い時間があっという間に過ぎ、我が息子と出会ったのだ。

ある程度スケジュール調整ができる自営業といえど人がこの世に生まれてくる時間など正確にはわからない。しかし、私は、運良く、息子が生まれてくる場に立ち会えた。

あれからもう9ヶ月。初めは全く動けなかった息子が、今では掴まり立ちをし、言葉にならない声で私に話しかける。深夜に突然泣き出し、起こされて寝不足の日もある。自宅兼事務所の我が家で、書類作成していると、突然ほふく前進で息子が近寄ってきて、書類

作成の妨害をしてくることもある。家の中のあらゆる物に興味を持ち、家の中が滅茶苦茶だ。息子を抱っこしていたら仕事の電話がかかり、依頼者のバングラディッシュ人に子供の泣き声が聞こえてしまったこともある。依頼者は「センセ、お父さんになったんだネ～大変だけど、ガンバってネ～」と笑ってくれた。

大変なことの方が多いが、息子の笑顔を見ると全てを許せる。私は息子が大好きだ。私は子供が好きではなかったが、電車の中で騒ぐ中学生を見て、我が息子が、このくらいの歳に成長したら可愛いかもしれないと思ってしまう。この中学生にも、汗と涙を流しながら育てた父親がいるのだ。

少子高齢化の進む日本。この子が大人になる頃の日本は、どんな日本になっているのだろう。少なくとも今より生きやすい日本社会になっていて欲しい。数十年後の日本を作っているのは、我々である。この愛おしい子らが住みやすい世の中になるように、今、目の前にある一つ一つの仕事を丁寧にしていきたい。この世の全ての働くパパとママに、乾杯!!

(広報部：竹田紘己)





# 東京都行政書士会北支部

# 無料相談会

## ■ 北区の行政書士会主催だから安心!!

相談員は全て地元北区で働く行政書士です  
行政書士会所定の研修を受けた専門相談員が  
分かりやすく丁寧にお答えします



## ■ さまざまなお相談にご対応いたします!!

[よくあるご相談事例]

- 相続に関する事
- 遺言に関する事
- 成年後見に関する事
- 離婚・家族問題
- 借地・借家等不動産に関する事
- 外国人のビザや帰化に関する事
- 近隣トラブル
- 会社設立や営業許可申請など事業に関する事
- 売買・貸借など契約に関する事

その他上記以外のことでもご相談可能です

北区  
後援

### ★ 区役所定期相談会

北区役所で定期的に行っている無料相談会です

日時 6月7日(火) 8月9日(火)  
12月6日(火) 13:00~16:00

場所 北区役所第1庁舎1階ロビー

北区  
後援

### ★ 赤羽駅前街頭相談会

赤羽駅前で開催する年に1度の特別相談会です

日時 10月4日(火)  
10:00~15:00

場所 JR赤羽駅東口広場特設会場

北区  
後援

### ★ サテライト相談会

奇数月に実施する特別相談会です

日時 7月5日(火)  
13:00~16:00

場所 赤羽会館第5集会室

- ご相談時間の目安はお一人様30分です。
- ご予約なしでもご相談可能ですので、お気軽にご来場ください。



ご予約・お問合せはこちらまで

東京都行政書士会北支部 相談センター

(受付時間：平日 9時~17時)

☎ 03-5963-7437